

嫌谷砂防堰堤群

所在地：岐阜県中津川市加子母

竣工年：1884（明治17）年（推定）

管理者：岐阜県

認定理由：明治初期の巨石の空石積みによる砂防施設で、延長300mに渡り床固工、床止工とともにほぼ完全な形で現在にのこる貴重な土木遺産である。

中部地方の
選奨土木遺産

平成26年度登録



空石巨石積みの砂防堰堤（右下配置図の④）

明治の日本にとって河川を治めることは、一つの重要な課題であった。御雇蘭人工師のデ・レークが、狭い地域社会を脱した流域全体における治水の対策を強く訴えたのは有名である。明治初期には、下流に溜まる山の砂が氾濫の原因となるため、一面の兀山となっていた日本の山々から砂が流出するのを留め、山の崩壊を抑えることが早くから手掛けられた。嫌谷に遺されている砂防堰堤群は、その初期の事例の痕跡である。

1879（明治12）年と翌年に、中津川から下呂へ抜けるこの一帯をデ・レークが視察している記録がある。特に嫌谷の付近では、隣の渓谷である白谷を踏査して工法の指示をした。「イヤ谷」はこれと同種として、実際には見ていないようであるが、この時の砂防技術の方針が、その後に嫌谷砂防堰堤群のルーツとみてよいだろう。木曽川流域の国費による砂防事業は、明治12年から始められている。ただし、嫌谷あたりの工事について明記されている記録は、確認できる限り1884（明治17）年の県費事業に「恵那郡付知村桜田及白谷」とある（ここに含まれると思われる）のが初見である。

用いられた石積みの技術は、砂防法（1897）制定後に全国各地（例えば、長野県牛伏川や福井県赤谷川など）で取り組まれる技術とよく似ている。



▲左：現地の案内看板に示された砂防堰堤群の配置図。

▲右：配置図上④の砂防堰堤

◀左：『土木工要録』（1881）に記載される砂防施設の概略図。流路上に「野面石垣」を配置する方法が示される。

◀右：『砂防工大意』（1926）に示される「石積構造法」の説明図。嫌谷砂防堰堤建設から約30年で成熟した方法であるが、嫌谷に見られるものと似ている。



嫌谷には、砂防堰堤のみならず、流路工、帶工など他の砂防施設も遺されている。もしかすると山腹工も埋没しているかもしれない。

